

世田谷区空き家等地域貢献事業

《平成 30 年度》

世田谷らしい空き家等の
地域貢献活用助成
応募要領

平成 30 年4月1日

世田谷区

一般財団法人 世田谷トラストまちづくり

※ 世田谷区空き家等地域貢献活用事業では、「空き家」・「空室」・「空き部屋」の三つを合わせて『空き家等』と呼びます。

目次

	<ページ>
1. 趣旨 -----	1ページ
2. 募集概要 -----	2 ページ
2-1. スケジュール	
3. 応募条件 -----	3 ページ
3-1. 応募資格	
3-2 対象企画	
3-3. 対象物件	
4. 応募方法 -----	5 ページ
4-1. 応募相談【必須】	
4-2. 物件の現地調査	
4-3. 専門家支援	
5. 応募書類 -----	8ページ
5-1. 応募申請用紙[様式1～5]	
5-2. 企画提案書類[様式6～8]	
5-3. 添付書類	
6. 応募受付 -----	10 ページ
7. 選定方法 -----	12 ページ
7-1.公開審査会	
7-2.審査会委員	
7-3.審査基準	
8. 助成金 -----	13ページ
8-1.助成金額	
8-2.対象経費	
8-3.交付手続き	
8-4.注意事項	
8-5.成果報告【必須】	

1 趣旨

全国で空き家の問題が深刻化し、多大な人口を擁する都市部でも大きな問題となっています。平成25年の住宅・土地統計調査(総務省)によれば、世田谷区内にも約5万2千戸の「空き家」あるいは「空室」が存在するとされています。また、高度成長期以降、都市部に増加していった核家族世帯において、子供たちが成長して家を出ることなどにより、各住戸に使われなくなっている「空き部屋」も増加しつつあると考えられます。

このような現状の中、空き家を有用な「資源」として捉え、活用する試みが全国各地で動き出しており、世田谷区では、平成25年に『空き家等地域貢献活用相談窓口』を開設しました。

この窓口では、民間市場では対応できない地域交流や地域コミュニティ再生のための活用、福祉的な活用といった“地域貢献”を目的とした公益的な活用を支援するため、空き家等を所有するオーナーと空き家等を活用したい団体とのマッチング等を行っています。

また、本助成事業では、空き家等の地域貢献活用企画を募集し、空き家等のオーナーと活用団体が主体となって行う活動に必要な改修費用の助成を行っています。

この窓口を通じて、これまでの5年間で14件の地域貢献型の空き家活用が実現しています。

なお、ここで言う“地域貢献”とは、地域交流の活性化、地域コミュニティの再生など、地域の課題解決の一助となるような活動を示しています。団体の主目的活動を基盤として、地域課題の解決や地域にプラスアルファの価値創造を生み出す活動を応援します。

地域特性と課題を見据え、地域からの発想に根ざした内容、まちづくりの課題に対して創意工夫にあふれる解決策、行政の力だけでは解決できない、先導的モデルとしての効果が期待できる取り組みをお待ちしています。

※ 空き家等の「地域貢献」活用の例については、p3 『3-2 対象企画』に記載していません。

■「空き家」・「空室」・「空き部屋」について(定義)

○空き家(あきや): 賃貸用、売却用、長期不在などの理由により、人が住んでいない一軒家の住宅

○空室(あきしつ): 共同住宅などにおいて人が住んでいない住宅(部屋)

○空き部屋(あきべや): 一軒家、共同住宅などの人が住んでいる住宅における空き部屋

※この応募要領では、以上の三つを合わせて「空き家等」と呼びます。

2 募集概要

団体等が、自ら探した物件、もしくは、当空き家等地域貢献活用相談窓口を介したマッチング物件(※いずれも事前に物件所有者の同意確認が必要)で行なおうとしている地域貢献活用企画を募集します。公開審査会で「助成対象の候補」に選定されると、その実現のための初期整備費用に対する助成金の交付申請を行うことができ、整備の完了届を提出後、助成金が支払われます。

※ ただし、平成31年3月15日(金)までに完了する初期整備の費用に限ります。

2-1 スケジュール ※下表スケジュールで地域貢献活用企画の募集および選定を行います。

年月	スケジュール
H30年	<p>4月初旬～ 応募要領・応募用紙をHPにて掲載</p> <p>4月 応募相談</p> <p>7月 物件の現地確認</p> <p>8月 応募受付</p> <p>9月 公開審査会及び報告会*</p> <p>3月 完了報告書提出締切 [3/15(金)] (完了報告提出後、助成金が支払われます)</p> <p>H31年 9月 報告会</p>
	<p>4/2(月)～7/17(火) [要予約] 必須 <small>※土・日及び祝日お休み</small> 応募予定の企画内容のご相談にのります。 応募受付には応募相談が必須となります。 時間●午前9時～午後5時 場所●世田谷トラストまちづくり</p> <p>随時 活用対象物件の現況調査を実施します。 応募団体等は、立ち合いをお願いします。</p> <p>8/20(月)～8/27(月) [要予約] 必須 <small>※土・日及び祝日お休み</small> 所定の応募用紙に必要な事項を記入作成の上、郵送または持ち込みで提出してください。 事前に応募相談を受けたもののみ応募を受け付けます。 時間●午前9時～午後5時 郵送・提出場所●世田谷トラストまちづくり</p> <p>9/15(土) 必須 応募団体による活用企画の公開プレゼンテーションと審査員による審査を行い、「助成対象の候補」を選定します。 時間●午後(詳細調整中) 場所●砧区民会館(成城ホール) 集会室CD(成城6-2-1)</p> <p>助成金交付申請手続き</p> <p>初期整備実施期間</p> <p>●世田谷の空き家等活用ゼミナール(全2日間) ①11/17(土)、②11/24(土) <small>※①②両日の参加必須 【要申込】</small> 建築・ファイナンス・不動産・プロモーション等各分野の講師からのレクチャーとグループワークを通じて空き家活用の実践的な事業計画づくりを学びます。 時間●午前9時半～午後5時(予定) 場所●未定</p> <p>9月頃 必須 初期整備の成果を報告していただきます。 時間●未定 場所●未定</p>

専門家支援(随時)

3-3 対象物件

・活用にあたり物件所有者の同意を得ていることが条件となります。

※ 同意確認書の提出が必須です。

・一軒家等の空き家や空き部屋、マンションの空き室などが対象です。

・活用の対象となるのは、以下①～⑤の全てを満たす物件です。

① 建築関係法令に適合するもの(年度内に適合させる予定のもの)であること

※ 企画対象となる物件の建築関係法令への適合状況について、各自で事前に確認をしてください。

② 活用用途の基準を満たす物件であること

※ 活用用途に応じた建築関係法令の基準を満たす必要がありますので、各自でご確認ください。

特に、住宅を福祉施設、寄宿舍などへ転用する場合は、建築関係法令の基準についてお早めにご確認ください。

③ 応募時点で新耐震基準等を満たしている、あるいは応募する企画に含まれる改修の実施により新耐震基準等を満たすことになるもの

※ 活用対象となる物件の耐震状態が不明の場合、世田谷区による耐震診断を受けることができます(昭和56年(1981年)5月31日までに着工した建物のみ。他にも条件有り)。詳細は、防災街づくり担当部防災街づくり課耐震促進担当(電話:03-5432-2468)までお問い合わせください。

※ 耐震診断は申請から結果が分かるまで、2カ月以上を要します。応募をお考えの場合は、お早めに診断の申し込みをお済ませください。

④ 建築確認済証があることまたは、それに準ずる書類があること

※ 建築基準法[昭和25年(1950)年]施行前の建築物については、建築確認済証は不要ですが、その後増築している場合は、その時の確認申請書類は必要です。

※ 建築確認申請の届け出のない物件については、指定確認検査機関の建築基準法適合状況調査により、当時適法に建てられたことが証明できた場合、対象となります。その書類は採択後、助成金交付前までに提出する必要があります。

⑤ 都市計画事業決定された土地の建築物ではないもの

※ 当該の都市計画事業の領域が建物にかからなければ応募可能としますが、その場合、建物の活用及び活動に支障を来たさないことを条件とします。

・応募時点で、既に空き家等の地域貢献活用を行っている物件においても、既存の活動の延長ではなく、活動の新展開のための新しいプロジェクトであれば応募可能です。

4 応募方法

4-1 応募相談(必須・要予約)

○ 受付期間:

平成30年4月2日(月)～平成30年7月17日(火)

午前9時～午後5時

※土・日及び祝日はお休みです。

- ・ 応募受付には、応募相談が必須となります。
- ・ 相談にあたっては、当該建築物の図面や建築確認申請時の書類、検査済証、固定資産税課税明細書等の書類(全て写し可)を可能な範囲でご持参ください。
- ・ 応募要領の内容や応募書類の記入方法などについて、質問や相談を受け付けています。
- ・ 必ず事前に電話で予約の上、お越しください。
- ・ 建築関係法令等との適合状況の確認のため、応募相談受付期間内に具体的な活用企画案をまとめてください。
- ・ 応募相談の後、各種法令等の確認を行い、応募受付前に、別途、ご連絡をする場合がございます。

○ 受付場所:

一般財団法人世田谷トラストまちづくり 地域共生まちづくり課 空き家等地域貢献活用担当

<平成30年4月27日(金)まで>	<平成30年5月7日(月)より>
<p>〒155-0031 世田谷区北沢2-8-18 北沢タウンホール9階 電話:03-6407-3313</p>  <p>【最寄駅】小田急線・京王井の頭線『下北沢』駅 徒歩5分</p>	<p>〒156-0043 世田谷区松原6-3-5 電話:03-6379-1621</p>  <p>【最寄駅】小田急線『梅ヶ丘』駅 徒歩2分</p>

4-2 物件の現地調査(必須・要予約)

- ・地域貢献活用助成への応募案件については、活用対象物件の現地調査を随時実施します。
- ・応募者は、現地調査への立会いをお願いいたします。
- ・具体的なスケジュールは、個別に調整させていただきます。

4-3 専門家支援(建築士等)

- ・活用を予定する物件について、下記(1)①～④の全ての条件を満たし、かつ、(2)世田谷トラストまちづくり(以下、財団)がその支援を必要と判断した場合、専門家支援(建築・税理・不動産・ファイナンス等の専門家)を受けることができます。建築士の支援については、「一般社団法人 東京都建築士事務所協会世田谷支部 地域貢献チーム」より、行ないます。

<支援条件>

(1)オーナーおよび団体が活用を予定する物件について、①～④の意思があること

- ① 地域貢献活用の意思
- ② 助成事業への応募の意思
- ③ 耐震改修や法令適合への意思
- ④ 物件情報の公開の意思

(2)財団が支援が必要と判断した場合

<支援内容>

- ・空き家の活用を進めていく上で、以下の3段階による専門家支援を行ないます。

[ステップ1] 活用を検討する建物の現況確認と実現に向けた改修費用のスケール把握 (建築士)

空き家活用を検討している物件の法令適合状況等について、その現況を確認し、改修方法やさらに改修費用のスケールなどを建築士よりアドバイスを行ないます。

- 回数：最大2回

[ステップ2] (1)活用の分野や用途に応じた諸条件整理(2)事業計画の練り上げ (建築・税理・不動産・ファイナンス等の専門家)

現況確認後、具体的な空き家活用の分野や用途に応じた諸条件の整理および改修費用のスケールを専門家よりアドバイスを行ないます。さらに、財団が必要と判断した場合は、税理、資金計画等の事業計画支援も行います。

- 回数：最大2回

[ステップ3] 場づくり・DIY 助言(建築士)

具体的な事業計画が固まった後、改修工事の検討にあたり、空間の可能性を引き出す改修相談、さらにDIYなどのアドバイスを建築士より行ないます。

➤ 回数：最大2回

※ 現況確認の結果、耐震改修等にある程度の期間を要する場合がございますので、支援申請を検討されている場合は、なるべくお早目に事前相談をお済ませください。

※ 専門家派遣の詳しい内容については、お問合わせいただくか、応募相談時にご説明させていただきます。

<第3回 世田谷の空き家等活用ゼミナール(全2日間)>

・その他の支援として、『世田谷の空き家等活用ゼミナール(全2日間)』を下記の日程で開催いたします。空き家等の利活用における実践的な事業計画づくりを学ぶ場です。建築・ファイナンス・不動産・プロモーション等の各分野の講師陣からのレクチャーを受けながら、グループワークで企画を練り上げます。詳しくは財団までお問合せください。

➤ 平成30年11月17日(土) 9時半～17時(予定)

➤ 平成30年11月24日(土) 9時半～17時(予定)

※場所未定

5 応募書類

- ・「企画提案書類」と「添付書類」には、表紙をつけ、書類のタイトルと団体名を明記してください。
- ・各書類の表紙を1頁とし、通し番号をふってください。
- ・用紙の片面のみに作成したものを提出してください。（両面印刷はしないこと。）
- ・応募書類は以下の3種類です。
 - (1)応募申請用紙[様式1～5]・・・A4の様式に作成する書類。原則＜非公開＞。
 - (2)企画提案書類[様式6～8]・・・A4の様式に作成する書類。コピーを公開審査会で配布します（一部を除く）。
 - (3)添付書類(①～⑤)・・・上記二つを補足するための書類
- ・応募書類の中には、「必ず提出するもの」、「あれば提出するもの・必要に応じて提出するもの」がありますのでご注意ください。
- ・提出書類の中には公開されるものがありますので、ご理解の上ご応募ください。
※ 公開審査会での配布資料や財団のHPほかでの公開を予定しています。

5-1 応募申請用紙[様式1～5]

- ・共通の様式(MS-WORD フォーマットあるいは Excel フォーマット)に記入作成してください。
- ・様式は世田谷トラストまちづくりのHP 中の下記 URL からダウンロードしてご使用ください。
<http://www.setagayatm.or.jp/trust/support/akiya/index.html>

[様式1] 表紙＜公開＞

- ・A4サイズ1枚
- ・企画のタイトル、活用しようとする物件の種別、助成金申請額、団体名を記入します。

[様式2] 応募団体について＜非公開＞

- ・A4サイズ1枚
- ・応募団体の代表者、連絡責任者、連絡先、メンバー構成、団体の実績を記入します。

[様式3] 建物・物件概要 ＜非公開＞

- ・A4サイズ1枚
- ・活用する建物・物件の基本情報、詳細情報を記入します。

[様式4] 収支計画書 ＜非公開＞

- ・A4サイズ、枚数は適宜
- ・初期整備に要する費用の内訳やそれをまかなうための収入について記入します。応募時において、対象経費の見積書をとるなどして、できる限り確定した金額で収支計画書を作成してください。

※公開審査会後に改めて本見積もりを取った上で提出いただき、審査を受けることとなります。

[様式5] 物件所有者(オーナー)の同意確認書<非公開>

- ・ A4サイズ1枚
- ・ 物件所有者全員に、企画提案に基づく活用の同意を得て、署名及び捺印をもらってください。

5-2 企画提案書類[様式6~8]

- ・ 共通の様式(MS-WORD フォーマットあるいは Excel フォーマット)に記入作成してください。
- ・ 様式は世田谷トラストまちづくりの HP 中の下記 URL からダウンロードしてご使用ください。
<http://www.setagayatm.or.jp/trust/support/akiya/index.html>

[様式6] 地域貢献活用の内容 <公開>

- ・ A4サイズ、4枚以内
- ・ 空き家等の活用目的、活用プログラムとスケジュール、管理・運営体制について、文章や図表などによって記します。

[様式7] 建物・物件の現況 <一部非公開>

- ・ A4サイズ、2枚
- ・ 建物・物件の位置図や間取り図、写真などにより建物・物件の現況を示します

[様式8] 初期整備の内容 <公開>

- ・ A4サイズ、4枚以内
- ・ 活用を予定している物件に対する具体的な整備内容、整備のスケジュールを、文章の他、図表などによって記します。

5-3 添付書類

- ・ 下記に基づき、所定サイズ・枚数の用紙に自由に作成してください。

① 団体の定款または会則 <非公開>

- ・ A4サイズ、枚数は適宜
- ・ 定款または会則を持たない団体は、世田谷トラストまちづくりの HP 上の会則作成例を参考に、作成してください。

② 前年度の会計報告書【任意提出】 <非公開>

- ・ A4サイズ、枚数は適宜
- ・ 団体が前年度に活動し、会計報告書を作成している場合、そのコピーを添付してください。
- ・ 応募団体が複数団体の連合体の場合は、各団体の前年度会計報告で代用可とします。

③ 団体の活動実績を示す資料【任意提出】＜非公開＞

- ・ A4サイズ、5枚以内
- ・ 「応募申請書」の様式2にも団体の実績記入欄がありますが、必要に応じて更に資料を添付することができます。
- ・ 応募団体が複数団体の連合体の場合は、各団体の資料で代用可とします。

④ 物件(建物)の建築確認済証またはそれに準ずる書類＜非公開＞

- ・ 対象物件について、増築を含む全ての建築確認済証のコピーを提出してください。
- ・ 建築確認済証のコピーが用意できない場合は、台帳証明を提出してください。
- ・ 建築基準法(1950(昭和25)年)施行前の物件の場合は提出不要ですが、その後増築している場合は、その時の確認申請書類を提出してください。
- ・ 建築確認申請の届け出のない物件については、指定確認検査機関の建築基準法適合状況調査により、当時適法に建てられたことが証明できた場合、対象となります。証明する書類は、助成金交付前までに提出する必要があります。

⑤ 物件(建物)の設計図面・検査済証【任意提出】＜非公開＞

- ・ サイズ、枚数とも適宜
- ・ 活用する物件(あるいは建物)の新築時や増改築時の設計図面や検査済証をオーナーがお持ちでしたら、そのコピーを提出してください。

6 応募受付

○ 受付期間:

平成30年8月20日(月)～平成30年8月27日(月)

午前9時～午後5時

※ 土・日及び祝日はお休みです。

※ 期間内の早めのご提出をお願いします。

- ・ 申請に必要とされる書類一式をそろえた上で、期間内に下記の場所までご持参ください。郵送も可としますが、その場合は、配達証明でお送りください。(応募期間内の到着必須)。E-mail、FAX による応募は受け付けていません。
- ・ 「応募受付」の際にご提出いただいた応募書類は返却いたしません。また、提出後の応募書類の変更はできません。
- ・ 「応募受付」は、作成済みの応募書類を提出する機会です。応募書類を作成する上での質問や相談は、受付の前に「応募相談」として済ませておいてください。
- ・ 応募書類に大きな不備が見つかった場合は、受け付けることができない場合もありますのでご注意ください。

○ 場所:

一般財団法人世田谷トラストまちづくり 地域共生まちづくり課 空き家等地域貢献活用相談事業担当

<平成30年4月27日(金)まで>	<平成30年5月7日(月)より>
〒155-0031 世田谷区北沢2-8-18 北沢タウンホール9階 電話:03-6407-3313	〒156-0043 世田谷区松原6-3-5 電話:03-6379-1621

※ 地図は p5 を参照ください。

7 選定方法

- ・「助成対象の候補」となる空き家等を活用した地域貢献活用企画を公開審査会にて、選定します。
- ・選定された団体は、助成金の交付申請を行うことができます。

助成金の交付申請については、p14『8-3 助成金の交付手続き』をご覧ください。

平成31年3月15日(金)までに初期整備を終えることが助成を受けられる条件となります(整備内容は法令順守が条件となります)。

7-1 公開審査会

- ・下記の公開審査会において、応募団体より活用企画をプレゼンテーションをし、審査委員の質疑に回答していただきます。

○日時

平成30年9月15日(土) 午後

※ 詳細については後日お知らせします。

○場所

砧区民会館「成城ホール」

世田谷区成城6-2-1(砧総合支所)

7-2 審査会委員

- ・坂倉杏介(東京都市大学 都市生活学部 准教授/港区「芝の家」代表)
- ・服部篤子(一般社団法人 DSIA 代表理事/同志社大学 政策学部 教授)
- ・饗庭伸(首都大学東京 都市環境科学研究科 都市政策科学域 教授)
- ・渡辺正男(世田谷区都市整備政策部 部長)
- ・男鹿芳則(一般財団法人 世田谷トラストまちづくり 理事長)

7-3 審査基準

- ・以下の観点において総合的に審査します。
- ① 実現性、継続性
 - ② 地域貢献度が高いこと
 - ③ 今後の空き家等活用の先導となる、モデル性がある
 - ④ 費用対効果

8 助成金

8-1 助成金額

- ・助成総額は最大600万円です。
- ・応募時点に助成申請できる金額は最大300万円です。
- ・その内訳は以下の(1)(2)の通りです。
 - (1) 空き家等の地域貢献活用に必要な改修工事費（最大 200 万円／件）
 - (2) 住居以外の用途に資する耐震改修費（最大100 万円／件）
- ・公開審査会における「助成対象候補」の選定件数によっては 1 団体あたりの助成金額が300万円以下に縮減される場合があります。
- ・助成金額は、助成交付決定通知及び、完了検査をもって確定します。
 - ※ 本助成金を活用して、耐震改修工事等を行なった物件については、その後、建物の改修や解体等に制限がかかる場合があります。詳しくはお問合せください。

8-2 助成対象となる経費

- ・空き家等の地域貢献活用を始めるために必要となる環境整備に関わる経費が助成対象となります。対象となる経費は、下記(1)(2)のとおりです。
- ・助成対象となるのは、助成金交付決定通知後から平成31年3月15日(金)までに工事が完了かつ支出された経費です。
- ・助成経費に該当しない初期経費については、応募団体自身で資金調達してください。

(1)空き家等の地域貢献活用に必要な改修工事費(最大 200 万円／件)

空き家等の活用にあたって必要な改修工事費用を助成します。該当する費目は下記の通りです。

◎ 改修または改装工事費

- ・設計管理費
- ・工事監理費
- ・内部改修工事費
- ・空調衛生設備、電気通信設備整備費
- ・共用部改修工事費
- ・避難施設設置工事費
- ・外部・外構改修工事費
- ・つくりつけ家具の整備費
- ・建築資材(住民参加型等、手作り施工に伴う資材)

(2) 住居以外の用途に資する耐震改修費(最大100万円/件)

空き家等を住居以外の用途に活用する場合の耐震改修費用を(1)とは別に設け助成します。

※ 昭和56年(1981年)5月31日までに着工した建物で居住の用途として活用する場合は、**防災街づくり担当部防災街づくり課耐震促進担当(電話:03-5432-2468)**が行なう耐震改修助成金が別途活用できる場合があります。詳しくは、ご相談ください。

8-3 助成金の交付手続き

(1) 助成金の交付申請

・空き家等を活用した地域貢献活用企画が公開審査会で選定された団体は、区へ助成金の交付申請を行うことができます。

・申請の際には、審査会での指摘内容等を踏まえて改修工事等の計画を確定させた上で、区へ助成金交付申請書を提出していただきます。その際、団体や物件の概要資料のほかに、具体的な整備内容がわかる資料(図面含む)、対象経費の収支計画書、工事見積書、建物所有者全員分の改修工事承諾書等を提出していただきます。

・区は申請内容の審査を行い、助成金の交付を決定した時点で、助成金交付予定額、助成金交付の条件を通知します。

・区から助成金の交付決定通知を受けた後、工事施工業者等と契約を結び、改修工事施工者決定届を区へ提出していただきます。

※交付申請前に、助成対象経費の支出の原因となる契約を締結していた場合、当該経費については助成の対象となりませんのでご注意ください。

(2) 初期整備の実施期間と完了届の提出

・初期整備及び、経費の支出は、助成金交付決定通知後～**平成31年3月15日(金)まで**に完了させてください。

・初期整備及び、経費の支出が完了しましたら、速やかに「完了届」を提出していただきます(**平成31年3月15日(金)提出締め切り**)。完了届には、収支実績報告書、工事記録(工事施行前・中・後)写真、対象経費についての領収書等の添付が必要です。

(3) 助成金の交付時期

助成金は、提出書類を区が審査し、交付すべき助成額を確定した後、団体からの請求書の提出に基づき一括で支払われます。**平成31年3月15日(金)まで**に完了届の提出がない場合は、助成金を交付することができません。

※ 初期整備の結果、支出した費用が「助成金交付予定額」を超えてしまった場合も、超えた金額は支払われませんのでご注意ください。

(4) 領収書等の提出

・初期整備完了後の完了届提出の際は、すべての費用について以下①～⑥の全要件を満たす領収書

又は支払い実績が確認できる書類が必要です。

・以下の全要件を満たせば、「領収書」表記のあるレシートも可とします。

【領収書等としての要件】

- ① 宛名が申請書記載の申請者名と同一であること【団体名の省略不可】
- ② 領収金額が記載されていること【訂正不可】
- ③ 領収年月日が助成対象期間内(助成金交付決定日から平成31年3月15日(金)までの日付)であること
- ④ 支出金額等の内訳が記載されていること
- ⑤ 領収者の住所・氏名(業者名等)が記載されていること
- ⑥ 領収印があること

8-4 助成金交付手続きにおける注意事項

- ・助成金交付に必要な様式は、公開審査会后、選定された団体へ配付します。上記以外の必要書類等についても、配付の際、詳細をお知らせします。
- ・やむを得ない理由で整備を取りやめるときは、速やかに区に対し、「助成金交付辞退届」を提出していただきます。
- ・地域貢献活用の実現が困難と認められる場合は、区が交付決定を取り消すことがあります。
- ・助成金の交付には、対象となる物件で5年以上活動を継続することが条件となります。
助成金の交付後、対象となる物件で5年以上活動を継続できなかった場合は、原則として、助成金を返還していただきます。

8-5 成果報告（必須）

(1) 空き家等地域貢献活用助成報告会について

- ・採択された団体には、翌年度の『空き家等地域貢献活用助成報告会』（平成31年9月頃開催予定※詳細未定）で初期整備の成果等について発表していただきます（必須）。
- ・財団が指定する期日までに、初期整備の成果報告書を提出していただきます。当日の参加者への配布資料となります。
- ※ 詳細は、公開審査会以降にお知らせします。

(2) 活動報告書の提出について

対象となる物件での活動開始日から5年間の活動について、毎年1回、当該年度の翌年度5月末までに活動状況の報告書を提出していただきます。

報告様式等の詳細については、助成金の交付申請受付時にお知らせします。

○報告事項 活動内容、活動頻度など